

広島県告示第八十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年一月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

区域の名称	所在地	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
今吉田（七四一） 崩壊急傾斜地の 自然現象の発生原因となる	広島県山県郡北広島町今吉田地内	表区域のとおり	区域の名称
今吉田（七四二） 崩壊急傾斜地の 自然現象の発生原因となる			の三律の土戒定第区域の土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第三条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。
次回のとおり			

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県西部建設事務所安芸太田支所に備え置いて縦覧に供する。